

第 120 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 4 年 12 月 7 日 (水) 10 : 30 ~ 11 : 30
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 6 階 623 会議室 (Web 会議システムを利用)
- 3 出席者

会 長	小西 聖子	武蔵野大学副学長・人間科学部教授
委 員	浦 尚子	公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同	可児 康則	弁護士・名古屋第一法律事務所
同	北仲 千里	広島大学ハラスメント相談室准教授、 NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表
同	窪田 充見	神戸大学大学院法学研究科教授
同	後藤 弘子	千葉大学大学院社会科学研究院教授
同	木幡 美子	株式会社フジテレビジョン総務局 CSR 推進部長
同	種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
同	中村 正	立命館大学大学院人間科学研究科教授
同	納米恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	渡邊 正樹	東京学芸大学教職大学院教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 「重点方針 2023」の策定等に向けた検討項目について
 - (2) A V 出演被害防止・救済法の施行に係る取組状況について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 想定される検討項目について
- 資料 2 A V 出演被害防止・救済法の概要
- 資料 3 A V 出演被害防止・救済法のフロー図
- 資料 4 A V 出演被害防止・救済法 (条文)
- 資料 5 A V 出演被害防止・救済法の施行に係る取組の概要

資料 6 アダルトビデオ出演被害問題に係る対策の推進について（通達）（警察庁資料）

資料 7 アダルトビデオ出演被害問題に対する適切な対応について（通知）（警察庁資料）

参考資料 1 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（概要）

参考資料 2 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（抜粋）

参考資料 3 令和四年度第二次補正予算（性犯罪・性暴力対策、DV被害者支援関係）

（議事録）

○小西会長 それでは、時間になりましたので、皆様、朝早くからありがとうございます。

ただいまから第120回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、小倉大臣にも御出席いただいております。

本日の議事は、議題 1 として「『重点方針2023』の策定等に向けた検討項目について」。

議題 2 として「AV出演被害防止・救済法の施行に係る取組状況について」の 2 つとなっております。

初めに、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 事務局でございます。

本日の配付資料について確認させていただきます。

配付資料は全部で 7 点ございます。

資料 1 といたしまして、議題 1 に対応いたしますが「想定される検討項目について」。

資料 2 ～ 7 が議題 2 に対応するものでございますが、資料 2 として、法の概要。

資料 3 といたしまして、法律のフロー図。

資料 4 といたしまして、法律の条文。

資料 5 といたしまして「AV出演被害防止・救済法の施行に係る取組の概要」についてお配りしております。

これは別添資料を 4 つ添付させていただいております。

資料 6、資料 7 は、警察庁から御提供いただいている資料でございますが、通達と通知を配付しております。

それに加えて、参考資料を 3 点お配りしております。

不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、小倉大臣から一言御挨拶をいただきます。

よろしくお願いいたします。

○小倉男女共同参画担当大臣 小倉将信です。

小西会長をはじめ、女性に対する暴力に関する専門調査会の委員の先生方におかれましては、朝から、そしてお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、先日も提言書の提出を誠にありがとうございました。

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会は、女性活躍・男女共同参画の大前提です。

先週成立しました補正予算においても、性犯罪・性暴力被害者のためのSNS相談「Cure time」や、DV被害への24時間の電話相談などを行う「DV相談プラス」の継続に要する経費をはじめ、相談支援体制の充実などに必要な予算として、約8.3億円を計上したところであります。できるだけ早期に執行に努め、着実に取組を進めてまいりたいと思います。

今後、内閣府では、来年6月をめぐり、各府省が重点的に取り組む事項を定める重点方針、いわゆる女性版骨太の方針の策定に向けて検討を進めていきますが、その中でも、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を強力に進める必要があると考えております。

本日の会議では、この分野における政府の取組のうち、特に今年大きな進展がありましたAV出演被害対策について、今年6月に議員立法で制定されましたAV出演被害防止・救済法の施行に関する政府の取組などを御報告し、委員の先生方に御議論いただきたいと思っております。

AV出演被害は、被害者の心身や私生活に将来にわたって重大な影響を及ぼすものであり、この法律で定められた被害の防止や、被害者の救済のための制度が円滑に利用されることが極めて重要であると考えております。

私も最後まで先生方の議論をお伺いし、今後の政策に反映するつもりでございますので、どうか忌憚のない御議論をいただきますようお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小西会長　ありがとうございました。

カメラにつきましては、ここで退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○小西会長　それでは、議事に入ります。

議題1の「『重点方針2023』の策定等に向けた検討項目について」まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長　資料1をご覧ください。

「想定される検討項目について」ということで、今後、この専門調査会で御検討いただく項目について整理させていただいているものでございます。

毎年、重点方針といたしまして、女性活躍・男女共同参画全般にわたる重点的な取組をいわゆる女性版骨太方針として策定してございます。

「重点方針2023」に向けまして「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」という項目に記載された項目について、専門調査会に調査審議をしていただきながら、検討を進めることにしたいと考えてございます。

昨年、この項目の中で（１）～（３）まで記載してございますが、（１）が「アダルトビデオ出演被害対策等」でございまして、こちらは、本年６月にアダルトビデオ出演被害防止・救済法が制定されたところでございます。

その施行後の取組状況について、本日、この専門調査会で御審議いただきたいと存じます。

（２）は「性犯罪・性暴力対策」でございます。

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の集中強化期間が令和２年度から令和４年度でございまして、後継となる方針の作成に向けて、次回、専門調査会において、同方針に基づく各府省の取組状況を御報告いたしまして、御審議をお願いしたいと考えてございます。

（３）につきましては「配偶者等からの暴力への対策の強化」でございます。

前回の専門調査会、１０月１２日でございましたが、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキンググループの報告書「DV対策の抜本的強化に向けて」につきまして、この専門調査会でも御了承いただきました。

今後、この報告書を踏まえました法制化の作業等の進捗等につきまして、適切なタイミングにおいて御報告申し上げたいと考えております。

こちらにつきましては、以上でございます。

○小西会長　ありがとうございます。

御質問がある場合は、後ほどまとめてお受けすることにいたしますので、続けて議題２の「AV出演被害防止・救済法の施行に係る取組状況について」事務局より御説明をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長　それでは、議題２「AV出演被害防止・救済法の施行に係る取組状況について」御説明いたします。

初めに、この法律の内容について、委員の先生方におかれましては、御存じの部分も多いかと存じますが、本日の御報告の前提となるものでありますので、少しお時間をいただきまして、その概要を御報告申し上げます。

その後、資料５によりまして、本法の施行に係る内閣府の取組の概要について御説明したいと存じます。

まず、資料２をご覧ください。

AV出演被害防止・救済法でございますが、議員立法によりまして、本年６月に制定されたものであります。

正式には、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律という法律でございます。

その概要を御説明いたします。

「目的」でございますが、出演者の心身や私生活に、将来にわたり取り返しのつかない重大な被害が生じるおそれがあり、また現に生じていることを踏まえまして、全ての年齢・

性別の方について被害の防止・救済が必要という認識の下、出演者の個人としての人格を尊重し、その心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、性行為の強制の禁止等の基本原則を明らかにした上で、出演契約の特則等により、出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とするものでございます。

2でございます。

この法律の対象とする性行為映像制作物についての定義がございます。

この資料では、便宜上、AVとしております。

本日の説明でもAV、あるいは制作物という語を用いたいと存じます。

なお、法律では、制作公表者等についての定義もございます。

制作公表する者が法人であろうと、個人であろうと、これは問いません。すなわち、個人としてAVを制作公表する場合であっても、これから御説明する規律の対象となることを補足させていただきます。

3、基本原則といたしまして、制作公表者等は、被害の重大性を自覚し、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようにすること。

また、撮影における性交等の強制をしてはならないこと等が規定されてございます。

この資料の4～6といたしまして、契約の締結・履行等に関する特則がございます。

まず、出演契約に関しましては、制作物ごとに締結しなければならないこと。

また、その契約は書面で行うこと。

そして、契約書等の交付義務が規定されております。

さらに、1か月、4か月の期間制限がございます。

契約書面の交付から1か月の撮影の禁止。

撮影の終了から4か月間の公表の禁止であります。

この期間であります。出演者において熟慮していただけるよう、あるいは必要に応じて、国の整備する相談体制等に相談していただく、いわゆる熟慮期間として設けられたものと承知してございます。

少し戻りまして、出演者の意に反する性行為は拒絶できること。

そして、出演者の安全に配慮すること。

公表される前に、制作物を確認する機会を付与することが規定されております。

6の特則であります。2つ目の○、書面の交付義務に違反があった場合の取消し。

4つ目の○であります。出演契約については、公表後1年間、現在は経過措置として2年間あります。無条件で解除できること。

そして、解除によって損害賠償義務を負わないことなどが規定されております。

7は、いわゆる差止請求権でございます。

契約に基づかない公表があった場合とか、契約を取消し・解除したとき、制作公表の停止・予防等を請求できることとされております。

このほか、9といたしまして、相談体制の整備や啓発活動の充実。

10として、解除妨害や契約書の不交付等について、罰則が設けられております。

以上、駆け足でございますが、AV出演被害防止・救済法の概要でございます。

資料3につきましては、ただいま御説明した被害を防ぎ、被害者を救済するための仕組みをフロー図の形で、契約締結、撮影、公表といった時系列に図示したものとなっております。

続きまして、資料5をご覧ください。

この法律の施行を受けまして、内閣府におきましては、情報提供、相談体制の整備、広報・啓発の実施、施行後の状況の把握等の取組を進めてまいりました。

この取組の概要につきまして、御説明申し上げます。

1として、同法の公布に合わせ、直ちに同法に基づく内閣府令を作成・施行いたしますとともに、施行翌日には関係府省会議をいたしまして、必要な情報共有を行ったところであります。

2でございますが、AV出演被害防止・救済法に関する情報提供であります。

先ほど御説明いたしましたように、この法律には、契約をしても、その契約を解除できる規定などが設けられております。出演者の方がそれを用いたいと考えたときに、円滑に利用できるようにすることが重要であると考えております。

こうした観点から、男女共同参画局のウェブサイトにおきまして、本法に関するページを設けまして、法律の解説に加え、契約解除とか公表の差止請求等の通知について、どういった書き方をすればよいか、様式を掲載しているところであります。

さらに、詳細については、別添1にございますが、例えば制作物の公表後に任意解除した場合におきまして、配信者に公表停止を求めるといった具体的なケースを想定して、訴状のサンプルなども作成、掲載しているところでございます。

また、AVが様々なサイトに拡散してしまう場合の相談先となる機関の情報も掲載したところであります。

さらに、海外のサイトにアップされたものを消そうとする場合にもお使いいただけますように、本法の英訳を作成してございます。

民間団体からは、今後、これも活用いたしまして、実際に海外のサイトへの請求に活用したいという声もお聞きしているところであります。

黄色の枠の中にごございますように、AV出演で悩んでいる方に向けたページには、相応のアクセスがあると認識しております。

後ほど御説明する広報との相関関係もございますので、広報の取組と併せ、この法律を利用することが必要という方に情報を届けることができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

2ページをご覧ください。

ワンストップ支援センターにおけます相談支援機能等の充実について、御説明申し上げます。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつきましては、法で規定する国が整備する相談体制と位置づけているところでございます。出演者の方が悩まれたときに、あるいは心身の被害を受けられたときに相談できる場所があることが大変重要なことと認識しております。

そこで、施行前から職員・相談員向けの説明会を行いますとともに、相談員向けの資料を作成いたしましたり、法的支援等に関するオンライン研修教材を作成いたしまして、提供するなどの取組を行ってきたところであります。

ワンストップ支援センターへの相談状況であります、6月から10月の状況を集計いたしましたところ、合計の相談件数は103件となっております。

相談者の年齢層といたしまして、20代の方が最も多く、性別を問わず、相談がございました。

また、現時点では、AV出演被害防止・救済法が施行される前の契約に関する相談が多い状況になります。

繰り返してございますが、相談をしたいと思った方が相談しやすく、適切な支援を受けられることが重要と考えておりまして、今後とも、センターを設置・運営する都道府県等とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

1枚おめくりください。3ページでございます。

広報・啓発の取組について御報告いたします。

まず、施行後から継続的にSNSを使った法律の内容等の周知に取り組んでおります。

例えばTwitterを用いた広報では、これまでに22件のツイートを行いまして、また、これを様々な方にリツイートしていただいておりますので、インプレッション数、つまり表示された数は35万回。

また、リツイート等、アクションを起こしていただいた数、エンゲージメント数といった数、約1万7000回となっております。

さらに、政府全体の政府広報の枠を活用させていただきましたり、若年層のスマホユーザーを対象としたターゲティング広告の手法によりまして広報を行うなどの取組をしてございます。

政府広報につきましては、引き続き、政府広報室に協力いただきまして、様々な形で実施していただく予定でございます。

さらに、広報カード、ステッカーを作成いたしまして、全国の学校に配布するなどの取組をしてございます。この法律に基づく制度を必要とする方に、実際に届けていく必要があります。

イラストも掲載しておりますが、契約をした方に、その契約をやめることができます、取り消すことができますというメッセージを中心といたしまして、効果的な広報に努めていきたいと考えております。

4ページをご覧ください。

内閣府としては、被害の防止、被害者の救済を図るという観点から、法施行後の状況の把握にも努めております。

1つ目といたしまして、先ほど御説明いたしましたワンストップ支援センターに寄せられる相談について、その件数とか相談支援の内容について、定期的に報告してもらうようにいたしまして、その推移を見ていきたいと考えております。

件数につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、全体で103件でございます、この法律ができたことの効果として、また、相談体制と位置づけられて、周知に努めているということで、こういった相談が寄せられているものと認識しております。

別添2といたしまして、その内容を整理しておるのですが、支援の内容を見ますと、法律に関する支援といたしまして、任意解除とか差止請求についての概要を説明したり、あるいは通知の書き方を説明したり、法的支援として実際に弁護士さんにおつなぎしたりという支援が行われているところです。

さらに、相談者の方の経済的な問題とか、心身の不調、家族・人間関係についての相談も行われているところであります。

2つ目といたしまして、従前より被害者支援等に取り組んでいる支援団体などから施行後の状況をお聞きすることも状況把握のために行っております。

この詳細につきましては、別添3、別添4に取りまとめておりますので、併せてご覧いただければと存じますが、1点目に、支援団体における被害相談の状況につきましてお聞きしたところ、昨年と同水準の件数の相談が引き続き寄せられているとお聞きしております。

2点目に、業界における状況に関しましては、業界外部の第三者で構成され、業界の健全化を推進する取組を行う任意団体でありますAV人権倫理機構から聞き取りを行っております。

法に対応した契約に関する変化とか、法施行後の制作の状況等について、例えば、当該団体の会員となっている事業者団体の範囲内のことではありますが、施行後の撮影数について、一時的な減少の後、9月以降は、施行前の件数に戻りつつあることとか、一方で、大人数、あるいは新しく出演する方の制作物の制作を避ける傾向にあるといったことなどを聞いているところであります。

最後に、支援団体等からは、施行前後の状況といたしまして、インターネット等を通じた誹謗中傷等についてお聞きしております。

悪質な誹謗中傷・嫌がらせが続きまして、相談支援業務に多大な支障が生じていると伺っておりまして、私どもとしてもこの点は憂慮しておりまして、今回、御報告申し上げる次第であります。

以上が、資料5の内容となります。

あわせて、内閣府といたしましても、警察庁など関係省庁とも連携・協力してございまして、本日は、警察庁から資料6として、6月に本法の施行を受け、警察庁から各都道府

県警察等に発出された通達、資料7として、法施行後の1か月、4か月という期間制限が経過した11月であります。発出された事務連絡について御提供いただいたところです。

各都道府県警察において、アダルトビデオ出演被害問題統括官を指定することとか、取締り等を推進することなど、さらにワンストップ支援センター等の関係機関との情報共有、連携強化などを内容とするものと承知しております。

私どものほうでも、関係機関と連携することを意識しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上が、事務局からの御報告となります。

引き続き、これらの取組にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、意見交換、質疑応答に移りたいと思います。

御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

なお、今、課長からも御報告いただきましたように、内閣府のほかに、本日は警察庁の方にも御出席いただいております。

御意見、御質問がございましたらどうぞ。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 納米でございます。

3点伺いたいことがございます。

1点目は、資料2を拝見いたしますと、一番下に「附則」ということで、見直し条項についての記載がございます。

この記載ですと「下記の項目等について施行後2年以内に見直す」という表現になっています。

下記の項目といたしますのは「公表期間の制限」「無効とする出演契約等の条項の範囲」と書かれています。

ただ、法文を見ますと、見直し条項というのは、附則の4条だと思うのですが、今日の資料に取り上げられているところは、附則の4条の2項だと思うのですが、1項を読みますと、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとするとなっておりまして、項目は特に限定されていないと思います。

今日の資料でも「等」とはなっておりますが、2年後以内の見直しというのは、この法律全体に係るものと理解してよろしいでしょうかというのが1点目の質問です。

といいますのも、この法律ができるときに、大変大きな議論があったと承知しておりますので、2年後の見直しに向けて、どこでどのように見直しの議論をしていくのかにつきましても、併せてお聞かせいただければと思います。これが1点目です。

2点目なのですが、ワンストップ支援センターにつきましても、この法律ができて、内閣府で説明会を展開されるときに、かなり戸惑いがあったことを聞いております。

現在、その状況はどうなのだろうかということで、本日は、その利用状況についての

みの御報告でしたが、ワンストップ支援センターでは、スムーズに相談が受けられているのでしょうかということについてお聞かせいただきたいのが2点目です。

3点目ですが、問題の性質上、相談者が身元が分かることを恐れて、地元の相談機関には相談しにくいという声があると聞いております。

そこで、自治体をまたいでも、別の自治体のワンストップ支援センターでも相談を受けていただけるのでしょうかというのが3点目の質問でございます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、3つのうちの最初のほうからいきたいと思いますが、まず、附則の見直し条項の内容についてですが、内閣府のほうでお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 見直しに関しまして、納米先生が御指摘のとおり、条文のほうでまいりますと、資料4の8ページ、最後のページでございますが、附則の第4条に検討規定がございます。

この法律の施行後2年以内に、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとするということで、これにつきましては、まさに条文にございますように、この法律の施行状況等を勘案するということでもありますので、それに基づいて必要な措置ということで、特にこれこれの分野でということにはなっていないと思います。

この見直しでございますが、この法律であります、議員立法で制定された経緯もございます。したがって、関係の政党間での御相談もあるでしょうし、私どもも関係各党とも御相談していくということなのかなと思ってございます。

私どもとしては、こうした規定も意識しながら、施行後の状況を把握していくことが重要かと思っております。

先ほど御説明申し上げました施行後の状況の把握も、そういった観点も踏まえて実施してまいりたいと考えてございます。

それから、ワンストップ支援センター。

よろしいですか。

○小西会長 どうぞ。続けてお願いします。

○田中男女間暴力対策課長 失礼しました。

ワンストップ支援センターにつきまして、これまで受けていた相談、また、新しい法律ができてということで、新しい性質の相談ということになるかと思います。そういった部分があるかと思います。

一方で、これまでも様々な性暴力・性犯罪の被害者の方々に対しまして心理的な支援、法的な支援も含めて御支援いただいていると認識してございます。

繰り返しになりますが、施行前から説明会の機会等を設けまして、やっております。

また、最近におきまして、これはこの法律だけのことはございませんが、ワンスト

ップ支援センターの現場の皆様とコミュニケーションさせていただくことは非常に大事だと思っておりますので、この説明、あるいは最近の進展につきまして情報提供する場を設けさせていただきましたり、最近はオンラインも活用いたしまして、皆様の声をお聴きする場を設けたりさせていただいております。

そうした中におきまして、定期的にこういった件数、あるいは相談支援の内容について御報告いただいておりますので、それぞれのセンターで相談があれば、しっかりと受けていただいていると私どもとしては認識しております。

○小西会長 3番目は、地元にご相談しにくいときに、別の自治体にということでしたが、これについてはいかがでしょう。

○村上男女共同参画推進官 3点目でございます。

御指摘の点でございますが、原則といたしまして、居住地のワンストップセンターに御相談いただく形になっておりますが、センター自体は都道府県域ということで、広域自治体での取組であるということ。

あと、まさに性被害・性暴力被害についての相談機関でありますので、相談の秘密保持につきましてもしっかりと対応するというので、相談者に安心して相談いただけるよう御懸念の点については対応していくものと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

納米委員、よろしいですか。

それでは、ほかの方、御意見、御質問がございましたらどうぞ。

可児先生、どうぞ。

○可児委員 ありがとうございます。

今御報告いただいた中で、支援団体から聞き取りをされた際に、支援団体への誹謗中傷の報告があったということがありました。

今日配付されている資料でも、別添3の2枚目に、悪質な誹謗中傷・嫌がらせ（刑事事件に該当し得る行為を含む）が続いて、相談支援業務に多大な支障が生じているという記載があります。

AV被害救済において、支援団体の存在は非常に重要だと思うのです。そこに対する誹謗中傷が行われるようなことがあって、相談支援業務に支障が生じてしまうと、ひいては被害者支援に多大なマイナスが生じます。

さらに、相談支援業務のところが何らかきちんに対応できたとしても、そういったバッシングされている状態を被害者自身が目にすることによって、相談をちゅうちょすることは容易に起き得ることかと思えます。先ほど内閣府等の御報告の中でも、憂慮しているというコメントがあったかと思うのですが、現状、何か対策を検討されているのか、あるいは検討されていないとしても、今後、何か対策を検討する予定があるのか。その辺りについて教えていただきたいと思えます。

以上です。

○小西会長 それでは、最初に、内閣府からお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 御指摘ありがとうございます。

私どもも、こういった状況をお聞きしまして、この団体に限ったことではないと思いますが、一般論といたしまして、被害者の方、あるいは性暴力・性犯罪の被害者を支援する団体に対します誹謗中傷によりまして、団体の業務に支障が生じる場合におきましては、そういったことになれば、被害者が支援を受けることが困難になる、あるいはそういったことになると、泣き寝入りとか二次被害を招くおそれがあると認識してございます。

これまでも被害に遭われた方、あるいは支援団体の方の声は、性犯罪・性暴力をなくす取組において、社会的な機運の醸成とか、非常に大きな役割を果たしてきております。こういった声がかき消されることがあってはならないと考えておりまして、特にSNS等、インターネット上の誹謗中傷は、内容が先鋭化するとか、そういった特徴もあろうかと思えます。

こういった誹謗中傷がなされて、性犯罪・性暴力の根絶、あるいはこの分野について申し上げれば、AV出演被害の防止、あるいは被害者の救済の取組に支障が生じてはならないと考えております。こういった認識につきましては、私どもとしても明確に申し上げていきたいと思っております。

今、こういった対策がということでありましたが、まずは、こういった認識について、様々な機会を通じて御説明申し上げていく。

その上で、何ができるかという点につきましては、一般的なインターネット上の誹謗中傷対策等もございますが、そういったところとも連携して、何ができるかということは今後、考えていきたいと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

警察庁も、もし何かありましたら。どうでしょうか。

○警察庁 ありがとうございます。

警察庁でございます。

一般論として、そうした誹謗中傷について相談等を受けて、その中で違法な行為、犯罪に抵触するような行為があれば、そこはきちんと取り締まる形で対応したいと考えております。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございました。

それでは、次に、後藤委員にお願いしたいと思います。

○後藤委員 今日は御報告ありがとうございます。

4点ほどあります。まず1点目なのですが、今、御議論があったように、女性の支援を行っている人とか、性被害で声を上げた人たちに対する誹謗中傷、特にSNS等による誹謗中傷は、最近、とても目立つようになってきていると思います。

それらの人たちが、それぞれの努力で民事裁判を行うなどの対応を行い、一つ一つ、例

えばリツイートとか、「いいね」も含めて対応しているのが現状です。

内閣府が何を対策するというのはなかなか難しいと思うのですが、今後、女性たちが声を上げられなくなってしまう可能性が出てくることを一番恐れます。そこで、内閣府としてどのような対策が可能かについて御検討いただければと思います。例えば、調査研究をする。これらは、ジェンダー差別をなくすための行動だと私は理解しております。

ジェンダーギャップ指数が116位の日本において、特別に行われているものなのかということも含めて、内閣府で様々な調査研究をして、一定の対策を検討していただきたいと思っています。これは、来年の女性版骨太へ反映させるべき内容の一つでもありますし、AV新法との関係でもとても重要なことだと思っています。今が最初の1つの意見でございます。

2番目なのですが、先ほど納米委員からもお話がありました、ワンストップセンターが新しい業務をせざるを得ない状況にAV新法の施行によってなりました。

特に、これは民法の特例法になりますから、法的な知識が必要ですが、これまで法的知識について、ワンストップセンターは、今まであまり重視されてこなかったところがあると思います。

そこで、ワンストップ支援センターの経済的な強化は、もちろん、先ほど大臣も御指摘のような形で充実させることは重要です。まだ十分だとは思いませんが、徐々にされている状況ではあると認識していますが、今後は法的な支援も十分に行えるようにワンストップ支援センターのひな型を変化させていく必要があると考えています。例えば必ず弁護士と連携する、各都道府県の弁護士会との協働とか、日本弁護士連合会との協働をより促進すべく、ワンストップセンターの在り方に対する再検討も行っていただければと思います。これは来年の骨太の話にも関わってくるだと思っています。

3番目ですが、来年の骨太との関係でもう一点だけ付け加えさせていただくと、今年、国連の障害者権利条約の審査が初めて行われ、様々報道されているところでありますが、性暴力に関しては、性教育を充実させなくてはいけないことは、全ての方が認識しているところだと思っています。

そこで、包括的性教育の必要性も問われているところであります。

そういう意味で、例えば国連の条約で、日本が批准して、国連から勧告を受けている様々な条約がございます。それらの条約の勧告についても、男女共同参画基本計画でもきちんと対応していくと言っていますので、基本計画が今年で3年目になっていく中で、これらの勧告を適切に、1つでもいいので、今年はこれを中心に行いますという形の政策を来年の骨太の方針に入れていただければと思います。女性差別撤廃条約でも、子どもの権利条約でも、障害者権利条約でもどれでもいいので、そのような形で対応していただきたいと思うのが3点目でございます。

4点目は質問なのですが、昨日、アダルトビデオの初めての逮捕事例が出たと報道されております。

記事を見ますと、ほかの捜査の過程の中で出てきていると承知しているのですが、警察庁には、各都道府県の対応についてお答えいただくわけにはいかないのかもしれませんが例えば未成年者を街頭補導した中で、アダルトビデオに興味がある女の子とか、男の子もいるかもしれませんが、そういう人たちがいた中で、例えば契約書はちゃんと取っているとか、そういう声かけなども行っていくように、方向性として考えていらっしゃるのかどうかを伺いたいと思います。もちろん、未成年者のAV出演は違法ですが、今後の契約書の必要性について周知することもまた必要かと思います。

一番被害に遭いやすい可能性がある人たちに対する周知徹底を草の根で行っていく必要もあると思います。警察庁の先ほどの通達の中でも、様々な広報・啓発の対応がありましたので、具体的な広報・啓発の方法について、今、何かお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

少し長くなりました。

以上でございます。

最初の3つについては、検討をお願いしたいということで御理解いただければと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

3つについては、御意見ということでいただいております。

4番目は、警察庁に対する質問ということですね。

今日報道があった逮捕の事例などもあるけれどもということで、御質問は、街頭補導などでどのように警察庁として具体的に法を周知するかということでよろしいかと思いますので、お願いできればと思います。

○警察庁 警察庁でございます。

どうもありがとうございます。

昨日から今日にかけて報道に出ております案件につきましては、警視庁において逮捕した案件でございます。

別の事件と申しますのは、わいせつ動画の送信をしていたということで逮捕していた被疑者について捜査を進めたところ、女性との間でそういった契約書の作成・交付をしていなかったということで逮捕に至った事案だと承知しております。

先ほど先生から、例えば補導とかそういった機会に、契約書を取っているとか、そういったことを聞いてはどうかというお話がございました。

具体的な事例を見てみないと分からないところではあるのですが、補導とかそういった、要はAVに出演している前提で聞くのはなかなか難しいところはあるかと思うので、どちらかといえば、ここはAV出演に関する相談とか、そういった場面における確認等になってくるのかなと考えております。

広報の在り方につきましては、今のところ、警察庁でもそうなのですが、各都道府県警察で持っておりますホームページにおいて、こうしたものについて広報させていただいて

いるところでございます。

今後、こういった広報ができるかについては、引き続きの検討ということで進めさせていただきます。

私からは以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

○後藤委員 すみません。1点だけ。

警察庁としては、アダルトビデオに対する相談がどのぐらいあるかについても、今後、統計は取られる予定であるということによろしいでしょうか。

○警察庁 ありがとうございます。

先ほど資料6についてございました通達の中にも、相談ということで受けるようになっております。

相談件数につきましては、まだ部内で各都道府県警察から上がってきておりますものを集計しているところですので、現時点で具体的な数を申し上げることはできませんが、肌感覚といたしましては増えてきているのかなと感じております。

○後藤委員 ありがとうございます。

○小西会長 この後、3人の方の手が挙がっております。

ただ、本日は11時半までの予定でございまして、小倉大臣にも御臨席いただいておりますので、質問は簡潔にお願いできればと思います。

それでは、種部委員、どうぞ。

すみません。順番を間違えました。

申し訳ございませんが、北仲委員から。

○北仲委員 では、手短に。

5つ要望というか、意見を言いたいと思います。

一つは、骨太の方針とか全体として、DV法の改正をぜひ進めていただきたい。

特に精神的なDVとかの認識というか、問題意識はすごく広がっていると思うので、それを受け止められる法制度にしていきたいということです。

もう一つは、今、法務省で検討されている性犯罪の刑法も非常に期待しています。ぜひ今よりも被害者が救える法律にしていきたいと思います。

次に、今日のアダルトビデオもそうですし、様々なデジタルなツールとか、インターネットを通じた被害は、性暴力でもそうですし、DVの監視行動としてもたくさん増えていて、これは世界中の支援関係者がみんな問題にして、国と支援関係者、事業者とが連携して、いろいろな防止とか被害者救済の策を打っているところなので、ぜひそれを進めていただきたい。

デジタル被害は、今、刑法の改正でもグルーミングや所持とか、いろいろなことが検討されていると思いますので、期待したいですし、DV法とかの対策でも、ノウハウを取り入れて強化していく必要があると思います。

ただ、4つ目なのですが、性暴力のワンストップセンターをやっている立場からしても、それからDV被害者支援の立場からしても、支援の現場の支援範囲とか内容は、本当に地域のばらつきが大きいのです。

ですから、どうしても内閣府としては、こちらに相談してくださいという宣伝とか、支援現場へのつながりを中心にされると思うのですが、実はつながれた先が、同じようにできるわけではないというのが最も大きな問題だと思います。

まず、スタッフの数とか能力もかなり違いますし、DVの一時保護の考え方も、地域によってかなり違って、最近でも、かなり少額でも、例えば5万円とかお金を持っていたら、シェルターに一時保護されなかった件もあったりということを聞いています。

ばらつきを防ぐために、今、厚労省でつくっていただいていると思いますが、支援内容の基準の全国統一基準の明確化と、支援が果たせるように、民間も含めた支援スタッフを支えられるような人件費とかの支援が必要だと思います。

最後に、先ほどの県境を越えてという話なのですが、むしろこれはとても重要で、最近、内閣府の通知でも改善していただいて、非常に助かったところなのです。

というのは、例えば東京で被害を受けて、愛知に帰ってきて、愛知で支援を受けて、愛知で公費負担を受けたいということもありますし、通勤圏が県境とはずれていることもあるので、柔軟にいろいろなワンストップセンターを利用して、どこで利用しても公費負担などの基準が使えるというふうに、公費負担の対象は県民かどうかを問わないと通知を出していただいたので、非常に助かっているのですが、そのようにしていくのがすごく大切だと思います。

以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

それでは、種部委員、どうぞ。

○種部委員　私からは3点です。

一つは、財政基盤についてです。今回のこの法に従って、受皿がワンストップセンターとなっているのですが、都道府県においては、条例を持ったり、根拠法のあるところは、独自に県単でいろいろとお金を出したりもできるのですが、なかなか財政基盤が厳しい中で、これについては、恐らく、弁護士さんの弁護士費用、あるいは経済的に市町村につないで、同行支援が増えると思っているのですが、それに対しての費用がない、人も足りないのが現状であります。

ですから、相談を受けたはいいいけれども、結局、そこから逃げる支援がなされなければ、何の効果もないということになってしまいます。弁護士は、これまでの医療機関との連携だけでは駄目で、弁護士会との連携も必要になります。国からの交付金の使い勝手を改善していく、特にこの部分について手厚くする方法として、ぜひ内閣府から頂いている交付金の使用の要件の見直しをしていただきたいと思います。

もう一点は、警察庁の方に御質問であります。これまで私も、児童ポルノの鑑定にず

っと関わってきました。

非常にエネルギーもかかる仕事で、元の動画を作っている人を捕まえられたらどれくらいだろうとずっと思ってきた立場としては、これまで捜査にかかわってこられた方々も、同じ思いでいらっしゃるのではないかと思います。

ただ、先ほどありましたように、画像が出てきたときに、児童の場合は、当然、契約できないわけですから、この法律の中に入ってくるはずであります。

これを相談のほうにつなぐ役割と読み取れるのですが、今後、画像を作った人についても、18歳未満だった場合、可能な範囲で捜査を進めていくということなのか。契約行為ができない年齢と判断されたときに、捜査を進めていく方向なのかということをお聞きください。

最後は、骨太への意見であります。先ほどから御意見が出ていますが、DVについて、法改正をぜひお願いしたいと思っているのですが、先日の報告書を出したときも、精神的なDVとか、心身に不調を来しているときの判断はお医者さんに委ねるという話が出ていました。

そのとおりだろうと私も思うのですが、医師の中でも、研修を全くやっていない人も多いわけでありまして、研修には時間がかかります。

医師も紛争に巻き込まれたくないと思うと、関わりたくないという人もいると思うのですが、そうではなくて、受け止めて判断できる医師を確保するために、法改正のときに併せて、医療界の中でちゃんと研修していけるような体制も一緒に見据えて検討いただきたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、警察庁に御質問がありましたので、簡潔にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○警察庁 御質問ありがとうございます。

先生がおっしゃったとおり、こちらにつきましては、当然、児童ポルノ法にも違反、抵触してくる話になろうかと思いますので、当然、法令違反ですので、動画を作成した者、所持している者についても、当然捜査していく方針でございます。

以上です。

○種部委員 ありがとうございました。

所持のほうだけではなくて、作ったほうもということですね。

分かりました。

○小西会長 それでは、最後に、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 ありがとうございます。

よく似たことでもあるのですが、違った言い方です。

大学にいと、大学生も結構被害に遭ったりするのですが、デジタル化のことです。

例えばスポーツアスリートの盗撮問題、リベンジポルノ、それから、リベンジポルノ的というと、デートバイオレンスとの親和性などがたくさんありまして、最終的にはデジタルタトゥー化していくことが大変恐ろしいところもあって、特にプロバイダーとして海外のサイトがあった場合に、先ほど英文化などで対応するということでしたが、なかなか規制がかかりにくいところなので、プロバイダー規制をどうするか。

制作者に関して、この法律で対応できたとしても、プロバイダー規制をどうするかは、今、一連述べた事柄を全部ある種パッチワークのようにして、ジェンダーの暴力に基づき性化、セクシャライズされるいろいろなテーマの穴が結構埋まってきている感じはするのです。だから、俯瞰して見ると、最終的にはデジタルタトゥー化していくところの規制がかなり大事なかなと思っています。制作者の規制と、プロバイダー規制について、ぜひ御検討を続けていただけるといいと思います。

もう一つ、DVについては、加害者のことをやっている委員会の責任者をしているのですが、これらは、ワーキングは議論があったようですが、加害者対策の強化にぜひ向かっていけるといいかなと思っていますが、犯罪となるようなDVの暴力に加えて、加害性を広くするのがDVや虐待です。ワーキングではそこまで議論したかどうかは記憶にないのですが、加害性の広い意味での捕捉も、ぜひ今後、議論してほしいと思っています。

以上、2点の要望などです。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

基本的には、御要望と御意見ということでよろしいですね。

○中村委員 そうですね。

○小西会長 では、皆様ありがとうございます。

女性版骨太の方針については、今後、また議論の機会もあると思いますので、そちらでも御意見いただければと思います。

内閣府、今までの議論で何かございますか。

○田中男女間暴力対策課長 1点だけ。

法的支援について御指摘いただきました、ワンストップ支援センターのAV出演被害を受けた方への支援でございますが、そこはしっかりと意識して、今、来年度に何ができるかというところで、法的支援、特に弁護士さんにおつなぎしての費用の負担はできるように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。この点だけ補足させていただきます。

○小西会長 それでは、皆様、貴重な御意見をありがとうございました。

本日の審議を踏まえ、内閣府、警察庁をはじめとする関係省庁には、引き続きしっかりと被害の防止、被害者の救済に取り組んでいただきたいと思います。

皆様から共通して挙げられている問題などもございまして、特に対策が望まれることかと思えます。

それでは、最後に、小倉大臣から一言頂戴できればと思います。

○小倉男女共同参画担当大臣 皆様お疲れさまでございます。

本日は、AV出演被害の防止や、被害者の救済のための政府の取組等に関しまして、短い時間ではありますが、非常に多くの貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

政府といたしましては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターでの相談体制の充実や、教育啓発などの取組を通じて、法に定められた制度が円滑に利用されるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

また、本日の議論を通じまして、性暴力被害者や支援者への誹謗中傷等は深刻な問題であり、政府において性暴力被害者支援を進めるに当たっての重要な課題であることを改めて確認いたしました。

私も、大臣に就任してからこの4か月の間、G20、APEC、G7、そして、この前行われました「国際女性会議WAW!」に出席しておりまして、いずれの国際会議におきましても、各国の参加者、あるいは国際機関の代表者から、デジタル社会の進展に伴って、ジェンダー差別、女性に対する様々な被害は改善するどころか、足元はより一層悪化しているという御意見を頂戴しておりました。

こうした国際的な議論も踏まえながら、我が国としても何ができるか、しっかりと検討してまいりたいと思います。

今後、本日御議論いただいた課題への対応を含めて、女性版骨太の方針の策定等に向けた検討を進めてまいりたいと思いますし、来年6月には、我が国が初めて議長国となるG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が、栃木県の日光市で開催されます。

G7において、こういったインプット、アウトプットが可能なのか、これについても、先生方の御指南をいただければと思います。

結びに当たりまして、先生方におかれまして、引き続き専門的な見地から御指導を賜りますようお願い申し上げまして、私からの締め言葉に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○小西会長 ありがとうございました。

それでは、今後の予定について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 次回につきましては、冒頭の議題1で御説明したような内容に沿ってと思っております。

日程につきましては、また事務局より、各先生方に日程を照会させていただきたいと考えております。

年明け以降になろうかと思いますが、また引き続きよろしく願いいたします。

○小西会長 以上をもちまして、第120回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(以 上)